

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「裁判員制度に係る広報業務の実施状況について」

平成19年12月

会計検査院

本報告書は、裁判員制度に係る広報業務の実施状況について、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成19年12月
会計検査院

目次

1	検査の背景	1
(1)	裁判員制度の概要	1
(2)	裁判員制度に係る広報業務の概要	1
ア	連携体制	1
イ	裁判所における実施状況	2
ウ	法務省における実施状況	3
エ	その他の関係機関における実施状況	3
(3)	国の契約手続	3
ア	契約方式	3
イ	予定価格の算定等	4
ウ	契約書の作成	4
エ	監督・検査	5
オ	契約内容の公示・公表	5
カ	競争性、透明性の向上	5
(4)	「国の広報業務の実施状況について」平成16年度決算検査報告に掲記した概要	6
(5)	裁判員制度広報に係る最高裁判所及び法務省における企画競争随契	6
ア	企画競争の実施状況	6
イ	企画競争随契の手続	7
(6)	裁判員制度広報に係る一連の問題の概要	8
ア	フォーラム及びシンポジウムに係る不適切な募集	8
イ	最高裁判所における裁判員制度広報に係る契約手続の問題	8
ウ	最高裁判所による内部調査の結果	8
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	9
(1)	検査の観点及び着眼点	9
(2)	検査の対象及び方法	10
3	検査の状況	10
(1)	最高裁判所	10
ア	フォーラムにおける新聞社による不適切な募集	10

イ	企画競争随契に係る不適切な契約手続	11
ウ	広報業務の実施	20
エ	裁判員制度広報の実施体制、内部牽制等の状況	23
オ	再発防止策等の状況	24
(2)	法務省	25
ア	シンポジウムにおける新聞社による不適切な募集	25
イ	企画競争随契に係る不適切な契約手続	25
(3)	最高裁判所と法務省との連携等	29
ア	広報業務の実施における連携	29
イ	会計・契約事務における情報交換等	30
4	所見	30
(1)	検査の状況の概要	30
(2)	所見	31
別表1	最高裁判所の14件の企画競争随契	33
別表2	最高裁報告書以外の不適切な契約手続	35

裁判員制度に係る広報業務の実施状況について

検査対象	(1) 最高裁判所 (2) 法務省
裁判員制度に係る広報業務の概要	裁判員制度についての国民の理解と関心を深め、国民の主体的な参加が行われるようにするため、政府及び最高裁判所において制度の意義、裁判員の選任の手續等について周知するもの
検査の対象とした裁判員制度に係る広報業務の契約件数及び金額	(1) 14件 21億5899万円 (平成17、18両年度) (2) 6件 2億2885万円 (平成17、18両年度)

1 検査の背景

(1) 裁判員制度の概要

司法制度改革の一環として、平成16年5月28日に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）が公布され、公布後5年以内に裁判員制度が実施されることとなった。

裁判員制度は、国民の中から選任された者が裁判員として刑事訴訟手續に参加し、裁判官と共に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合にはその量刑を決める制度である。19年6月に裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成19年最高裁判所規則第7号）が制定され、具体的な選任手續の詳細、日当の額等が定められた。今後は、施行期日を定める政令等が整備される予定となっている。

(2) 裁判員制度に係る広報業務の概要

ア 連携体制

裁判員制度では、国民が裁判員として刑事訴訟手續に関与していくことから、制度に対する国民の理解を深めていくことが不可欠である。このため、裁判員法附則第2条の規定においては、政府及び最高裁判所は、制度実施までの期間において、国民が裁判員として裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手續、事件の審理及び評議における裁判員の職務等を具体的に分かりやすく説明するなど、制度につい

ての国民の理解と関心を深め、国民の主体的な参加が行われるようにするための措置を講じなければならないとしている。そこで、裁判員法の公布以降、最高裁判所と法務省は協議を行い、裁判員制度の広報に当たり、裁判所では裁判手続周知の広報、法務省では制度周知の広報を中心に行うこととした。さらに、16年8月、従来、刑事訴訟手続に関与している裁判官、検察官及び弁護士（以下、これらを「法曹三者」という。）が協力・連携して広報活動に取り組むよう、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）により、裁判員制度広報推進協議会（以下「協議会」という。）が設置された。協議会は同年10月に「裁判員制度広報のスケジュール」を策定し、17年12月までに地方裁判所所在地ごとに裁判員制度推進地方協議会を設置し、各年度の計画に基づいて各種広報活動を実施している。

これまでの法曹三者による連携としては、裁判員制度ロゴマークの共用、法の日週間における記念行事や模擬裁判の共催、パンフレットの共同作成、印刷物等の相互利用のほか、互いのイベントに法曹関係者・パネリストなどとして出席するなどの取組を行っている。

イ 裁判所における実施状況

前記のとおり、裁判所では、主に裁判員制度における裁判手続の周知を目的とした広報業務を行っている。

最高裁判所では、裁判員制度全国フォーラム（以下「フォーラム」という。）の開催、新聞・雑誌等各種媒体への広告掲載（以下「メディアミックス」という。）、広報用映画等の制作、裁判員制度を周知するためのウェブサイトの構築等を実施している。

これらのうち多額の予算が投じられているフォーラム、メディアミックス及び広報用映画の概要は次のとおりである。

(ア) フォーラム

全国の地方裁判所所在地50会場において、広く一般国民から参加者を募集し、ビデオ、パネルディスカッション等により、裁判員制度の概要、手続を紹介するなどしたもの

（契約金額17年度3億4126万余円、18年度3億3998万余円）

(イ) メディアミックス

新聞、雑誌、インターネットなど各種媒体にタレントを起用した広告を掲載す

るなどしたもの

(契約金額17年度5億9955万円、18年度5億9997万円)

(ウ) 広報用映画

裁判員制度の実施に当たり裁判員が行うこととなる評議の様や、裁判員の選任手続を60分程度の映画形式で紹介したもので、17年度は「評議」、18年度は「裁判員」をそれぞれ制作し、ビデオテープやDVDを貸出用として各地方裁判所等に配布するなどしたもの

(契約金額17年度6999万余円、18年度6888万円)

また、最高裁判所における広報業務のほか、全国の地方裁判所等では、出張説明会、模擬裁判等を実施している。

ウ 法務省における実施状況

前記のとおり、法務省では、主に裁判員制度の周知を目的とした広報業務を行っている。

法務省では、裁判員制度シンポジウム(以下「シンポジウム」という。)の開催、広報用映画等の制作、ポスター・パンフレットの作成、交通広告の掲載等を実施している。

また、全国の地方検察庁等では、出張説明会、模擬裁判等を実施している。

エ その他の関係機関における実施状況

日弁連では、協議会の構成員として広報業務を行っており、パンフレットの制作、ウェブサイトの整備等を実施している。

このほか、裁判員制度の実施は司法制度改革の重要な柱であることから、政府はこれまで、内閣府の政府広報や、司法制度改革タウンミーティング(16年度から18年度まで開催)の実施により、裁判員制度の広報を行っている。

(3) 国の契約手続

国の物品の購入、役務請負等の契約に係る会計事務手続は、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)等に基づき行われることとなっている。国の契約手続の概要は次のとおりである。

ア 契約方式

契約の方式については、会計法第29条の3第1項の規定により、契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「支出負担行為担当官等」という。)は、契約を締結する

場合においては、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならぬとされている。ただし、同条第4項の規定により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合等においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとするとしている。

近年、実務においては、複数の業者から仕様書案や企画書等（以下「提案書」という。）を提出させるなどして、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続（以下「企画競争」という。）により選定した者を契約の相手方とする随意契約（以下「企画競争随契」という。）が行われるようになってきているが、この場合も上記の会計法上の随意契約による場合の要件を備えることが必要である。

イ 予定価格の算定等

支出負担行為担当官等は、予決令第79条の規定により、競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定することとされており、同令第80条第1項の規定により、予定価格は、原則として競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならないとされている。そして、同条第2項の規定により、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。

また、同令第99条の5の規定により、支出負担行為担当官等は、随意契約によるうとするときは、あらかじめ同令第80条の規定に準じて予定価格を定めなければならないとされている。このような取扱いとなっているのは、特定の者と自由に契約を結ぶことができる状況では、価格について公正を欠くものとなるおそれがあることから、相手方の申出に係る価格の適否を判断する基準を定めることで、適正な価格による契約の締結を実現するためである。

ウ 契約書の作成

会計法第29条の8第1項等の規定により、支出負担行為担当官等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約金額が少額であるなどの場合を除いて、遅滞なく契約の目的、契約金額、履行期限等を記載した契約書を作成しなければならないとされている。また、同条第2項の規定により、契約書を作成する場合においては、支出負担行為担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとするとしている。

エ 監督・検査

会計法第29条の11第1項の規定により、支出負担行為担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合には、原則として、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならず、また、同条第2項の規定により、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認をするため、必要な検査をしなければならないとされている。

上記の監督については、予決令第101条の3の規定により、立会い、指示その他適切な方法によって行うものとするとしてされており、また、上記の検査は、同令第101条の4の規定により、契約書、仕様書等に基づいて行うものとするとしてされている。そして、相互牽制のため、同令第101条の7の規定により、検査の職務は特別の必要がある場合を除き監督の職務と兼ねることができないとされている。

そして、同令第101条の9第1項の規定により、検査を完了した場合においては、原則として検査調書を作成しなければならないとされ、同条第2項の規定により、検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができないとされている。

オ 契約内容の公示・公表

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）第14条等の規定により、契約の予定価格が基準額以上の物品調達や広告等の役務に係る随意契約については、相手方を決定した日の翌日から起算して72日以内に官報に所定の事項を公示しなければならないとされている。そして、これ以外の随意契約についても、公共調達における透明性の確保等の観点から、「随意契約に関する事務の取扱い等について」（平成17年2月25日財計第407号財務省主計局長から各省各庁会計課長あて。以下「17年財務省通知」という。）により、予定価格が少額であることを理由としたものを除く随意契約については契約相手方等の所定の事項をホームページで公表すること、随意契約の理由について内部監査を重点的に実施することなどとされている。

カ 競争性、透明性の向上

上記のオに加え、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号財務大臣から各省各庁の長あて。以下「18年財務大臣通知」という。）において、従来随意契約としてきたものについても、広報等の技術的要素等の評価を行うこと

が重要であるものについては、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による一般競争入札を拡充するなど、原則として競争入札へ移行するものとしてされている。また、随意契約の際にも企画競争を経ること、企画競争においては、特定の者が有利にならないよう参加者を公募したり、業務を担当する部局だけではなく契約を担当する部局も業者選定に関与したり、審査に当たってあらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により採点を行ったりすることなどにより、競争性及び透明性を担保するものとするなどとされている。

(4) 「国の広報業務の実施状況について」平成16年度決算検査報告に掲記した概要

会計検査院では、国が実施している広報業務について、平成16年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として「国の広報業務の実施状況について」を掲記している。この中では、競争契約の拡大を図ること、企画競争において参加者の公募、広報実施部局以外の者を加えた提案書の審査、複数の具体的な採点項目の設定等により競争性、透明性の確保を図ること、予定価格の算定において複数の者からの参考見積書の徴取や同種の実例の調査等により積算の合理性の向上に努めること、他省庁の事例等の参照等により実効性のある検証を行うことなどが望ましいとしている。

(5) 裁判員制度広報に係る最高裁判所及び法務省における企画競争随契

ア 企画競争の実施状況

最高裁判所及び法務省では、裁判員制度に係る広報業務の企画・実施についてのノウハウ等の蓄積がないなど、直ちに競争入札を実施することは困難であることから、業者選定の競争性、透明性の向上等の取組の一環として、企画競争を実施している。裁判員制度広報に係る企画競争随契の件数は表1及び表2のとおり、17、18両年度で最高裁判所において14件、契約金額計21億5899万余円、法務省において6件、契約金額計2億2885万余円となっている。

表1 最高裁判所における企画競争随契(工事関係を除く)の件数及び金額

年 度	平成17	18	計
企画競争随契の件数	18	17	35
うち裁判員制度広報	6	8	14
契約金額(千円)	1,224,138	1,293,772	2,517,910
うち裁判員制度広報	1,058,894	1,100,100	2,158,995

表2 法務省における裁判員制度広報に係る企画競争随契の件数及び金額

年 度	平成17	18	計
企画競争随契の件数	3	3	6
契約金額（千円）	69,095	159,756	228,851

そして、最高裁判所及び法務省では、特例政令等に基づき、該当する契約について官報に公示し、また、17年財務省通知及び18年財務大臣通知に基づき、随意契約により締結した契約の件名、金額、契約相手方、契約年月日、随意契約の理由等についてホームページで公表している。

イ 企画競争随契の手続

(ア) 最高裁判所

最高裁判所では、企画競争随契の締結に当たり、予定価格の算定、契約書の作成等の会計事務手続については、専ら事務総局経理局用度課（以下「用度課」という。）が行い、裁判員制度広報の企画選定や仕様の決定については広報実施局課（事務総局総務局、事務総局刑事局及び事務総局広報課）が中心となっている。

最高裁判所では、企画競争随契の手続について、特段の内部規程等を作成していないが、おおむね次の手順で事務処理を行うことになっている。

招請の公示（庁舎掲示板及びホームページに掲示）
 説明会の開催
 参加業者からの提案書の提出・プレゼンテーション
 企画選定、業者への通知
 仕様の詳細決定
 予定価格の算定・見積書の徴取
 契約書の締結
 契約内容の履行
 履行の完了（成果物納品・報告書提出等）、検査調書作成
 請求書の受領・支払

(イ) 法務省

法務省では、企画競争随契の締結に当たり、予定価格の算定、契約書の作成等の会計事務手続については、大臣官房会計課（以下「会計課」という。）が行い、裁判員制度広報の企画選定や仕様の決定については、刑事局総務課裁判員制度啓発推進室（以下「啓発推進室」という。）が行っている。

法務省では、企画競争随契の手續について、特段の内部規程等を作成していないが、最高裁判所と同様の手續で事務処理を行うことになっている。

(6) 裁判員制度広報に係る一連の問題の概要

ア フォーラム及びシンポジウムに係る不適切な募集

17、18両年度の最高裁判所主催のフォーラム及び18年度の法務省主催のシンポジウムについては、企画競争により、株式会社電通（以下「電通」という。）が実施業務を請け負っている。そして、電通では任意団体である全国地方新聞社連合会と提携して事業を実施しており、同会に加盟する地方新聞社（46社47紙）が地元で開催されるフォーラム及びシンポジウムの運営を行っている。

上記フォーラムの実施に際して、17年度の3会場（大阪市、和歌山市、千葉市）及び18年度の1会場（大阪市）において、参加者の応募状況が低調だったことなどから、開催を運営した新聞社（2社）が人材派遣会社に金銭を支払うなどして参加者を募集していた事態が、19年1月に発覚した。また、18年度のシンポジウムについても、1会場（和歌山市）において同様の事態が、19年2月に発覚した。

イ 最高裁判所における裁判員制度広報に係る契約手續の問題

最高裁判所が実施したフォーラムにおける上記の不適切な募集について、衆議院予算委員会等の審議で、契約手續において次のような事項が指摘され、最高裁判所は19年2月、同委員会から、内部調査を行いその結果を報告するよう要請された。

(ア) 17年度フォーラムは、17年10月1日から開催されているが、請負業者との契約年月日が同年9月30日となっており、一日で開催の準備等を行うことは不可能であることから、契約年月日は事実と異なる可能性が高いこと

(イ) 18年度広報用映画の制作等について、契約書が未作成であるにもかかわらず、ホームページでは契約が既に締結されている旨公表されていること

(ウ) 17年度フォーラム契約では、企画競争により請負業者を選定していたが、企画競争に参加した業者5者の見積額のうち3者の見積額が同額であること

ウ 最高裁判所による内部調査の結果

前記の要請を受け、最高裁判所は19年2月28日に同委員会に対し「裁判員制度広報費調査報告書」（以下「最高裁報告書」という。）を提出した。

最高裁報告書の概要は次のとおりである。

(ア) フォーラムにおいて、新聞社2社が金銭を支払って参加者を募集するという、フ

フォーラムの趣旨、目的に沿わない不適切な事態があった。

(イ) 17年度フォーラム契約は、契約書では契約年月日が17年9月30日となっているが、実際に契約書の記名押印が行われたのは同年12月28日ないし18年1月初めごろであった。同様に、契約書未作成の間に契約の履行行為が存在した裁判員制度広報に係る契約が、17、18両年度で計14件、契約金額計21億5899万余円あった。

(ウ) 契約書未作成の間に契約の履行が行われた原因は、次のようなことなどによるものである。

- a 契約事務担当者が、企画競争随契を処理した経験がなく、企画選定後に仕様を確定する作業や予定価格を算定する作業が相当量に及ぶことの認識が十分でなかったこと
- b 裁判員制度広報は、これまで例を見ない多額の予算を投ずる案件である上、複数の案件が並行して行われたこと
- c 企画内容の確定に時間を要し、契約内容の確定が遅れたこと
- d 予定価格の厳密な積算や業者見積りの厳しいチェックが要求される一方、広報業務について、それらに必要なノウハウを持ち合わせていなかったこと
- e 契約事務は用度課の主に役務調達係（4名）で行っていたが、従来の契約業務等に広報業務が加わり、事務負担が増大したこと

(I) 17年度フォーラムに関する企画競争において、参加業者5者のうち3者の見積金額が同額であった件については、各者に対してその原因をたざしたところ、談合等を否定する回答を得た。また、企画競争の審査基準では、見積金額の多寡だけで評点が決まるものではなく、企画自体も各者異なることなどから、競争に参加した業者間で談合が行われた可能性は極めて低い。

(オ) 業者から提出された見積りのチェックを厳格に行うことに傾注する余り、契約手続に必要な書類等を整備する作業が後手に回り、契約書の記名押印が未了のまま、契約が履行されるような事態を招いたことを深く反省し、今後は、会計・契約事務の効率化・適正化を図っていく。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

前記の裁判員制度広報に係る一連の問題等を踏まえ、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の事項に着眼して検査した。

- ア フォーラム及びシンポジウムにおける新聞社による不適切な募集に係る経費を国が負担していないか
- イ 企画競争随契について、契約手続は会計法令等にのっとり適正に行われているか、企画競争随契とした理由は妥当か、業者の選定は適切な審査、採点により行われているか、予定価格の算定は合理的な根拠に基づいて適正に行われているか
- ウ 広報業務の実施状況は、契約書類の内容と合致しているか、事業の実施に係る監督や履行の完了における検査は会計法令に基づき適切に行われているか、制作物は有効に利用されているか
- エ 広報業務の実施に際し、関係局課間の連絡体制は十分にとられているか、内部牽制は適切に機能しているか、最高裁報告書提出後にどのような改善の取組がなされているか
- オ 裁判員制度広報は、協議会において掲げられた計画等に基づき効率的に実施されているか、最高裁判所と法務省との連携は十分図られているか

(2) 検査の対象及び方法

17、18両年度において最高裁判所及び法務省が締結した裁判員制度広報に係る広告物の制作、広報活動の企画・実施の請負等の企画競争随契（最高裁判所14件、契約金額計21億5899万余円、法務省6件、契約金額計2億2885万余円）を対象とし、最高裁判所及び法務省において、契約書、^(注)決裁書類、各事業の報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。また、5地方裁判所において、フォーラムの実施状況を確認するなどして検査した。

(注) 5地方裁判所 東京、岐阜、松江、札幌、徳島各地方裁判所

3 検査の状況

(1) 最高裁判所

ア フォーラムにおける新聞社による不適切な募集

前記のとおり、17、18両年度のフォーラムの運営を行っている地方新聞社の発表等によれば、フォーラム4回において2新聞社が不適切な募集を行ったとしている。

上記の事態について、フォーラムの請負業者である電通は、運営を行った全地方新聞社から聞き取りを行い、最高裁判所にその状況及び再発防止策について報告を行った。また、不適切な募集を行った2新聞社はいずれも、募集に係る経費については、フォーラムの運営費とは別に支払ったとしており、最高裁判所においても、上

記の2新聞社が提出した請求書において、謝礼金が含まれていないことを確認したと
していた。

そして、会計検査院が検査した範囲では、2新聞社が不適切な募集に要した経費に
ついて、最高裁判所が電通を通じて請求を受けて経費を負担している事態は、現時
点で見受けられなかった。

イ 企画競争随契に係る不適切な契約手続

(ア) 契約書の事後作成

最高裁判所では、14件の契約において、事業の実施を先行させ、契約書の作成
等を事後に行っており、このうち3件については、契約書の作成を履行の完了後
に行っていた。そして、上記14件のうち10件において、用度課では、事後に契約書
を作成する際に、契約書の日付を実際の日付よりさかのぼって記載していた。こ
れを17年度フォーラムを例として、「裁判員制度タウンミーティングの企画及び
企画実施業務」（契約金額3億4126万余円）について示すと、図1のとおり、事実
と異なる契約年月日については、おおむね契約内容の中心事項が履行される日以
前の日付になるようにしていた。なお、上記14件中の残りの4件については、上記
のような事態が国会で指摘された時点（19年2月14日）では契約書を作成していな
かったがその後契約書を作成したものである。

図1 平成17年度フォーラムにおける実際の契約手続の例（表3番号3参照）

手 続	実際の手順及びその日付
招請の公示	17年4月13日
説明会の開催	4月27日
参加業者からの提案書の提出・プレゼンテーション	5月27日提案書提出 6月 2日プレゼンテーション(5者5提案)
企画選定、業者への通知	6月13日通知(電通を選定)
仕様の詳細決定	8月中旬ごろまでに会場確定
予定価格算定・見積書徴取	× 9月29日(事実と異なる日付) ← さかのぼり
契約書の締結	× 9月30日(事実と異なる日付) ←
契約内容の履行	<p>10月1日～フォーラム開催 (= 契約内容の中心事項) (8月22日～上映ビデオ撮影 8月29日～地方紙が開催社告掲載等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>12月上旬ごろ 実際の予定価格決定、 見積書徴取 12月28日～18年1月初めごろ 実際の 契約書の記名押印 (× 12月8日 ホームページに契約年月日 を9月30日と公表)</p> </div>
履行の完了・検査調書作成	18年3月27日
請求書の受領・支払	4月 4日請求書受領、11日支払

また、14件の契約については、最高裁報告書の記載のほか、次のような事態が見受けられた。

- a 契約に係る内部決裁等についても、用度課では、契約書の日付と同様に起案及び決裁の日付をさかのぼって記載していた。
- b ホームページに事実と異なる契約年月日を公表していたものが9件あり、公表

の有無が確認できないものが3件あった。

c 特例政令の適用がある4件については、いずれも事実と異なる契約年月日を官報に公示していた。

これら不適切な契約手続の状況を態様別に整理すると表3のとおりとなる。そして、これら14件の企画競争随契について、招請の公示、仕様の詳細決定、予定価格算定、契約書の締結等の実際の日付と書面上の日付を整理すると別表1のとおりとなる。

表3 14件の契約における不適切な契約手続の状況

番号	年度	契約名	契約金額 (千円)	態 様					
				1	2	3	4	5	6
1	平成17	裁判員制度広報用ビデオの制作	14,000						
2	17	裁判所ウェブサイトリニューアル等業務一式	31,198						
3	17	裁判員制度タウンミーティングの企画及び企画実施業務 (図1参照)	341,268						
4	17	裁判員制度広報用ロゴ等の製造	2,880						
5	17	裁判員制度広報のメディアミックス企画及び企画実施業務	599,550		注(2)				
6	17	裁判員制度広報用映画の制作	69,997						
7	18	裁判員制度タウンミーティングの企画及び企画実施業務	339,983						
8	18	裁判員制度広報メディアミックス企画及び実施業務	599,970						
9	18	映画予告編広告(シネマアドバタイジング)用コンテンツの制作	19,700						
10	18	裁判員制度広報用映画の制作	68,880						
11	18	映画予告編広告(シネマアドバタイジング)用コンテンツ上映の実施業務	25,993						
12	18	裁判員制度広報用イラスト入りパンフレットの製造	12,957						
13	18	裁判員制度広報用アニメーションの制作	27,996						
14	18	裁判員制度メールマガジン開設等作業請負業務	4,620						
計				3	10	4	9	3	4

注(1) 態様欄の1から6までの区分は次のとおりである。

- 1 履行完了後に契約書が作成されていたもの
- 2 契約書を作成する際に事実と異なるさかのぼった契約年月日を記載していたもの
- 3 本件事態が国会において指摘された日(平成19年2月14日)以降に契約書を作成したもの
- 4 事実と異なる契約年月日をホームページに公表していたもの
- 5 ホームページでの公表の有無が確認できないもの
- 6 特例政令の適用があるもので、事実と異なる契約年月日を官報に公示していたもの

注(2) 変更契約についてもさかのぼった契約年月日を記載していた。

また、上記の14件以外の契約についても検査したところ、確認できた範囲において、17、18両年度における他の企画競争随契（21件、契約金額計3億5891万余円）及び企画競争随契以外の裁判員制度広報関連契約（2件、契約金額計656万余円）についても、契約書の作成等の手続を実際には履行の着手後に行っているなどの事態が見受けられた（契約の詳細については別表2参照）。

なお、法務省では、企画競争随契の手続に当たり、業者の選定が終わった後も、仕様が確定し契約書を作成するまで業者が契約内容の履行に着手することのないよう、契約担当局課から選定業者に対して指示を行っていたとしており、検査した範囲では、契約書の作成等の手続を事後に行うなどの不適切な処理は見受けられなかった。

(イ) 随意契約理由の妥当性の検討

最高裁判所では、企画競争の実施に際し、企画競争随契とする理由の妥当性について用度課内でりん議を行うことになっているが、企画競争の実施伺い等の決裁書類中に競争入札によらない理由についての具体的な記述がなく、随意契約とする理由の妥当性についてどのような検討がなされていたか、事後に確認できない状況となっていた。

したがって、最高裁判所においては、競争入札によらない理由を決裁書類で明確にし、随意契約の妥当性について検討した結果を適時適切に記録しておくなどする必要があると史料される。

(ウ) 業者の選定手続

企画競争において提案書を審査する基準（以下「審査基準」という。）に複数の評価項目を設定し、参加業者に示すなどの方法は、発注者がどのような企画を求めているかを参加業者に具体的に伝達するとともに、発注者によって不透明な業者選定が行われないようにするという、競争性、透明性の確保のために必要なものである。

そこで、審査基準の評価項目の設定状況等についてみると表4のとおりとなっていた。

表4 評価項目の設定、提示額に対する評価及び採点方法

番号	年度	契約名	評価項目の設定			提示額に対する評価		採点方法
			複数の項目	大項目の配点	小項目の配点	提示額の多寡で評価	積算の合理性で評価	
1	平成17	裁判員制度広報用ビデオの制作		注(2) ×	×			注(3)
2	17	裁判所ウェブサイトリニューアル等業務一式						
3	17	裁判員制度タウンミーティングの企画及び企画実施業務			×			
4	17	裁判員制度広報用ロゴ等の製造		×	×	(提示額に対する評価なし)		-
5	17	裁判員制度広報のメディアミックス企画及び企画実施業務			×			
6	17	裁判員制度広報用映画の制作			×			
7	18	裁判員制度タウンミーティングの企画及び企画実施業務			×			
8	18	裁判員制度広報メディアミックス企画及び実施業務			×			
9	18	映画予告編広告(シネマアドバタイジング)用コンテンツの制作			×			
10	18	裁判員制度広報用映画の制作						
11	18	映画予告編広告(シネマアドバタイジング)用コンテンツ上映の実施業務						
12	18	裁判員制度広報用イラスト入りパンフレットの製造			×			
13	18	裁判員制度広報用アニメーションの制作			×			
14	18	裁判員制度メールマガジン開設等作業請負業務						
計			14 - ×	10 2 ×	2 2 ×	5	8	4 9 -

注(1) 評価項目の設定及び採点方法欄の印等の区分は次のとおりである。
 : 説明会時に参加業者に示されているもの
 × 説明会時に参加業者に示されていないが、採点の際に設定されているもの
 : 設定されていないもの又は不明なもの
 : 小項目ごとに評価し、加算して採点しているもの
 - 大項目ごとに評価し、加算して採点しているもの
 - 不明

注(2) すべての項目が同比重となっているが、その旨は説明会時の資料では開示していない。

注(3) 大項目ごとに5段階評価を行っている。

a 審査基準における評価項目の設定等

最高裁判所の前記14件の企画競争随契では、審査基準が複数の評価項目から構成されており、そのうち大項目の配点については10件が説明会時に参加業者に示されていた。

上記の10件のうち2件では、総合点を3ないし6個程度の大項目に割り振り、更にこれを2ないし7個程度の小項目に区分した上で採点することとされており、評価者は比較的容易に評点を付けることができ、この評点を集計すれば、自動的に優劣がつけられるような形式となっていた。一方、他の契約では、小項目に区分されているものの、それぞれの配点が示されていないものが多数見受けられた。今後、最高裁判所においては、審査基準の小項目ごとの配点を示したり、評点の指標について明確な基準を設けたりするなど、透明性の確保に向けてより工夫する必要があると思料される。

また、審査基準の小項目ごとの配点が明確に示されていないことは、当初選定された企画全体のうちどの企画にどの程度の評点を付けたのかが明確とならないため、企画を変更する必要性が生じた場合に、新たに実施するものを含めた企画全体と変更前の企画全体とが同一性を保ち、業者を選定した趣旨を損なうことがないか、またそのためにどのような配慮を行ったのかが十分確認できないという点でも問題がある。この意味においても、透明性の確保のために、評価者の評価と採点との結び付きが明確となるような工夫が求められる。

これについて事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

平成17年度メディアミックス契約（請負業者広告社株式会社（以下「広告社」という。）、契約金額5億9955万円）の業者選定に当たり、最高裁判所では五つの大項目を評価項目としていた。その後、仕様の確定に当たり、当初提案書に記載された事項のうち金額でおおむね3割に相当するラジオ及び地方紙への広告をほぼ同額で他の企画に変更していた。これについて最高裁判所では、実施されないこととなるラジオ及び地方紙への広告を含めた変更前の企画全体と新たに実施するものを含めた企画全体との同一性を保つように配慮したとしている。しかし、最高裁判所では、五つの大項目ごとの採点が行っていたが、小項目ごとに評価を行ったり、評点について明確な基準を設け

たりしていなかった。このため、評価者の評価と採点との結び付きが明確になっておらず、企画全体の同一性を保つために、最高裁判所においてどのような配慮を行ったのか明確に確認できない状況となっていた。

b 提示額に対する評価

最高裁判所における前記14件の企画競争随契では、いずれも、説明会において、文書又は口頭で契約の上限金額等として目安となる金額が参加業者に示されていた。そして、参加業者が企画案の見積りとして提示した額（以下「提示額」という。）は、一部を除きおおむね最高裁判所の示した目安となる金額に近接していた。

このような状況となっているのは、説明会において、提示額に対する評価方法を説明せずに目安となる金額のみを示したことから、各業者の提案においては、提示額の多寡よりも、最高裁判所が示した目安となる金額で実施することができる企画とすることに重点が置かれたことなどに起因していると思料される。また、実際の採点において、提示額の多寡を直接採点に反映していたものは、表4のうち に示すように14件中5件となっていた。企画競争随契による場合に、上限金額等として目安となる金額を示しつつ、経費面における競争性、透明性をより高めていくためには、審査基準中の「経費」の項目において、参加業者の提示額の多寡がどの程度評価されるかについて、できる限り明確にしていくなどの工夫が望まれる。さらに、業者の提示額の多寡を含めて採点する場合には、総合評価方式による一般競争入札の実施が可能かについても検討することが必要である。

c 企画の採点方法及び審査手続

最高裁判所においては、企画競争の参加業者が提案書を基にプレゼンテーションを行った後、まずこれに参加した経理局を含めた関係局課のメンバーによって、それぞれの企画に対する検討を行い、企画選定の方針案を協議していた。その後、この協議結果に沿って担当者が作成した評点案を素案として、関係局課においてそれぞれ決裁を経る手続が行われ、最終的には刑事局長等が業者を選定するという方式が執られていた。

しかし、企画の審査に当たって、前記 a のとおり、審査基準において小項目ごとの配点を示したり、評点の明確な基準を設けたりなどしていれば、企画の

検討を行ったメンバーが各項目を採点し、これを集計することでより客観的で透明性のある評点の算定が可能となると思料される。

(I) 予定価格

予定価格については、仕様が確定した後、業者から見積書を徴取し、その項目ごとに積算資料、参考見積りなどから積算を行っているとしている。そして、最高裁報告書によれば、見積りのチェックを厳格に行うことに傾注したことが契約締結作業の遅れの一因であるとしている。しかし、予定価格の算定について、次のような事態が見受けられた。

a 積算方法

積算方法についてみると、選定業者が提出した見積書の総額と最高裁判所が積算資料等に基づいて算定した積算額とを比較し、総額が安価な見積額をそのまま採用しているものや、選定業者の見積額と最高裁判所が算定した積算額とを内訳項目ごとに比較し、項目ごとに安価な方を採用して積み上げているものがあるなど、同種の契約に対して積算方法が統一されていない状況となっていた。また、新聞広告掲載料の積算に当たり、複数の者から参考見積書を徴することなどにより予定価格を低減させることが可能な場合があるのに、各新聞社が料金表等で示している金額のみにより算定していた。

b 予定価格の算定

仕様の詳細決定の遅れ及び業務の集中により、短時間で予定価格の算定を行わなければならなかったことなどから、過大な積算となっていたり、算定すべき費用を加算していなかったりしていた。また、業者の選定後、仕様の詳細や予定価格が改定され、契約締結に至るまでの過程で企画、仕様等が変更になる場合には、その変更内容を積算に反映すべきところ、これを反映しないまま予定価格を算定していた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

最高裁判所では、平成17年度フォーラム契約（請負業者電通、契約金額3億4126万余円）の予定価格の積算に当たり、新聞広告掲載料について、モノクロ料金とすべきところを誤ってカラー料金として算定するなどしたため、6390万余円が過大となっていた。また、フォーラムの実施に当たって、実際に

は作業しない人員を見込んでいたなどのため、2110万円が過大となっていた。一方で、各フォーラム会場の事務局関係費や会場で必要な制作物等について算定すべき費用を加算していなかったものなどがあり、これらを修正して計算した修正算定額は、最高裁判所が算定した予定価格に比べて4310万余円低額となる。なお、修正算定額は契約金額を上回っている。

また、同じ事業を年度別に比較したところ、それぞれの事業内容が同様であるにもかかわらず、その内訳をみると、それぞれの項目の金額が著しく変動しているものが見受けられた。これは、前年度の積算を次年度において実態に即して見直したことによるほか、最高裁判所の積算額が、選定業者の見積書の金額と著しく異なったため、項目ごとに金額を増減させるなどして調整を行ったものと推測される。このような処理を経た積算は、実態を的確にとらえたものとはなっていないと認められる。

これについて事例を示すと次のとおりである。

< 事例3 >

平成18年度裁判員制度広報用映画の制作契約（契約金額6888万円）の予定価格の積算に当たり、最高裁判所では、積算資料等に基づいて算定した積算額と選定業者から提出された見積書の金額とを項目ごとに比較し、安価な方を集計するなどして予定価格を算定していた。このため、予定価格が選定業者から提出された見積額総額を下回るようになった。そこで、最高裁判所は、予定価格が見積額総額を上回るようにするため、選定業者に対し、見積書の金額を項目ごとに増減させるなどの調整を依頼していた。なお、最高裁判所が積算資料等に基づいて算定した積算額の総額はこの見積額総額を上回っている。

ウ 広報業務の実施

(ア) 契約書類の内容

広報業務の実施は、契約書・仕様書に基づいて行われるべきものであるが、前記のとおり、最高裁判所ではこれら契約書類の作成を事後に行っていた。

また、事後に作成された契約書類についても、業者の提案書をほぼそのままの形で仕様書としていて、必要な条件が明記されていなかったり、契約後に生じた変更内容等を反映した契約の変更が適切に行われていなかったりするなど、契約

書類の記載事項について十分な検討・チェックがなされないまま形式的に契約書類が作成されているものが、次のとおりあった。

a 契約書類の記載事項

タレントを起用する広報では、制作物についてその媒体や使用期間に制限があることが通例であり、そのような制限の内容を契約書類に明記しておくことが必要である。

しかし、最高裁判所において、請負業者から納品された制作物に係る使用期間等を契約書類に明記していないものが次のとおり見受けられた。

< 事例4 >

平成18年度メディアミックス契約（契約金額5億9997万円）において、最高裁判所はタレントを掲載した制作物について1年間使用することを必要としていたことから、選定業者である広告社は、本件契約におけるタレントの起用に際し、同社とタレントのスケジュールを管理しているA社との間で、最高裁判所の広報活動のためになされるタレントの広告出演及び当該出演による制作物の使用の期間を18年10月1日から19年9月30日までの1年間とする契約（以下「広告出演・使用契約」という。）を締結した。

最高裁判所は、メディアミックス契約が18年度末に終了し、全額を支払った後も、納品された制作物を広告出演・使用契約に基づき19年9月30日まで継続して使用できることについて、事前に広告社に確認し、事後的にも広告出演・使用契約に係る契約書の写しを広告社から受領して確認をしていたものの、その旨をメディアミックスの契約書・仕様書に記載していなかった。

なお、最高裁判所は、19年度のメディアミックス契約について、使用期間の合意を契約書に明記したとしている。

b 契約の変更

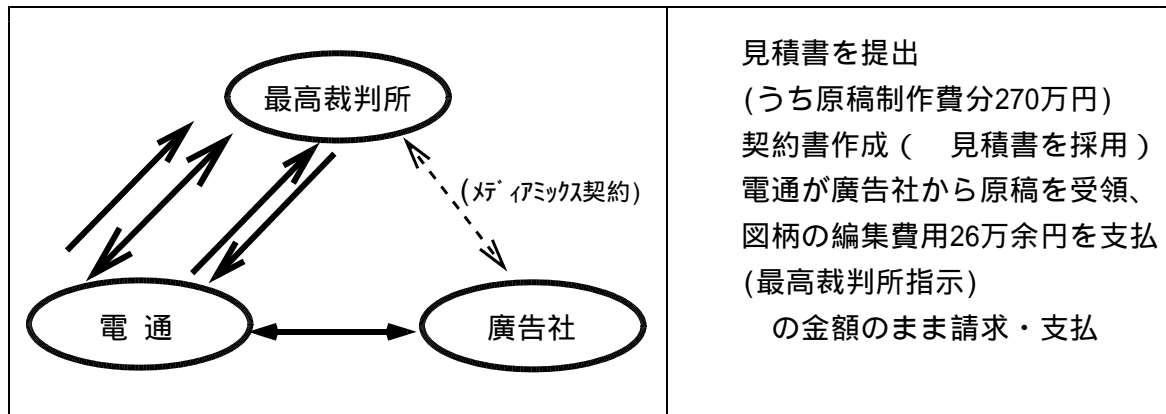
個々の契約内容が仕様書に基づき実施されているかについて検査したところ、契約締結後に事業の変更や事業の一部不実施があったにもかかわらず、契約の変更が適切に行われていないものが次のとおり見受けられた。

< 事例5 >

最高裁判所では、平成18年度フォーラム契約（請負業者電通、契約金額3億3998万余円）において、仕様書では、各会場でのフォーラム実施後、開催を

運営した地方新聞社の新聞に、フォーラムの概要と共に啓発広告を掲載することとしていた。そして、その新聞広告の原稿を請負業者である電通が作成することを前提に、同社の見積金額に基づき（このうち原稿制作費270万円）契約書を作成した。しかし、最高裁判所では、契約締結後に、メディアミックス契約で広告社が作成した図柄を編集して新聞用原稿とし、啓発広告として掲載するよう電通に仕様書とは別の指示を行い、図柄の編集費用26万余円を電通から広告社に直接支払わせた。しかし、最高裁判所ではこれに応じて契約額を減額するなどの検討を行っていなかった(図2参照)。

図2 平成18年度フォーラムの新聞用原稿作成の関係



(1) 監督・検査体制

a 履行完了時の検査における契約書等の不備

履行完了時の検査は契約書・仕様書の内容が適切に履行されているかを確認する行為であるが、前記のとおり仕様が明確でない又は適切に変更されていない状態であったり、契約内容の履行が完了した時点で契約書が作成されていなかったりしていたことから、検査がこれらの書類に基づいて実施されていなかった。

b 監督・検査の相互牽制等

契約履行時の立会い、指示等の監督の職務及び給付の完了を確認する検査の職務は、契約の適正な履行を確保する上で重要なものであり、前記のとおり、相互牽制のため特別の必要がある場合を除き両者を兼ねることはできないとされている。しかし、監督職員が任命されずに担当局課の職員が事実上の監督行為を行い、またそのうちの1名が検査職員に任命されているなど、監督の職務と

検査の職務の区別が明確でないものが、フォーラム、メディアミックス、広報用映画の制作等の10契約で見受けられた。

また、フォーラムにおける現地での確認状況についてみると、検査職員は現地で総合統括として当日立ち会った地方裁判所の総務課長等から報告を受け、業者からの報告書と併せて確認するだけで検査を行っていた。そして、18年度においては、検査職員は各地方裁判所に対し、運営マニュアルどおり開催されたか、スタッフの人数等を確認するなどした上で、開催後に電話等で報告することなどを指示していた。なお、最高裁判所では17年度においても同様の確認・報告方法が執られたとしているが、最高裁判所から各地方裁判所への具体的な指示を示す資料が確認できない状況となっている。しかし、このような場合は、フォーラムを開催した地方裁判所ごとに監督職員を任命するなどして、現地での確認を実施する職員の責任を明確にする必要があったと思料される。

(ウ) 制作物の利用状況

17、18両年度の裁判員制度広報用映画制作に係る請負契約において取得した35mmフィルム3本（取得価額相当額計1714万余円）について、取得することについての事前の具体的な調査・検討及び取得後の使用計画の検討や、貸出しなどについての市町村等の関係機関に対する周知が十分でなかったことなどのため、1本が一度使用されたのみで貸出しの実績は全くなく、取得の目的に沿った利用がなされていなかった。

（平成18年度決算検査報告63ページ「裁判員制度広報用映画制作に係る請負契約において取得した35mmフィルムについて、具体的な使用計画を検討するなどして有効に利用するよう改善させたもの」参照）

エ 裁判員制度広報の実施体制、内部牽制等の状況

最高裁判所では、裁判員制度広報に際し、フォーラム、メディアミックス等については総務局、映画、ビデオの作成等の裁判手続の紹介については刑事局、ウェブサイトの構築、メールマガジンの実施等の一般広報については広報課といった広報実施局課の割当てを行っている。一方、契約事務については、前記のとおり、用度課が所掌しており、内部監査については事務総局経理局監査課（以下「監査課」という。）が担当している。

そこで、各局課間の連携は十分行われているか、内部牽制は機能しているかなど

についてみると、次のとおりとなっていた。

(ア) 広報実施局課と用度課との連絡調整

広報実施局課は、予定価格及び契約書の作成に必要な仕様の確定について、契約事務の担当である用度課に対し、決裁等を経た文書による依頼通知を行っていないなど、適時適切な連絡調整がなされていなかった。そして、広報実施局課は、業者選定後に契約書が未作成のまま、当該業者に企画内容を履行させていた。一方、用度課においても、契約書の作成を事後に行っていた。

(イ) 内部牽制等の状況

最高裁判所では、当該案件が会計法令にのっとって適切に行われているかを事前に確認するため、契約締結に係る内部決裁を行う際にはすべて監査課を経由することになっているが、監査課では、決裁書類に事実と異なる起案日、契約年月日等が記載されていたにもかかわらず、そのまま決裁するなどしており、監査課による内部牽制が機能していない状況となっていた。

オ 再発防止策等の状況

最高裁判所では、これまでに、不適切な契約事務処理の再発防止、企画競争における業者選定手続の工夫、関係局課の連携の強化等に向けて、19年度の裁判員制度広報の実施に当たり、以下の措置を講ずることとした。

(ア) 用度課の職員を2名増員し、裁判員制度広報に係る契約を専属的に処理させるなど事務態勢を整備した。また、企画策定の当初段階から、用度課と広報実施局課との間でプロジェクトチームを立ち上げるなどして連携を強化し、実現可能な調達スケジュールを策定してそのスケジュール管理を徹底することとし、経理局長に対して事務の進ちょく状況を適宜報告させることとした。

(イ) 企画競争を行う場合は、随意契約の理由のほか、企画競争の評価項目、基準、配点等を具体的に明らかにした上で、経理局長までの決裁を受ける扱いとした。また、19年5月に、「裁判員制度広報企画評価等検討会」を設置し、特に重要と認められる案件について、審査基準の作成や企画選定において、外部の有識者等の意見を反映させることとした。

(ウ) 予定価格の積算方法を統一するとともに、新聞広告掲載料等の積算に当たっては複数の者から参考見積書を徴した上で、公表資料等との比較検討を行うこととした。

(I) 裁判員制度広報の全契約案件について監督職員と検査職員の任命を明確に区別して行うこととし、また、監督・検査の実効を上げることを目的として、監督職員及び検査職員に対する説明会を19年4月に開催した。

(2) 法務省

ア シンポジウムにおける新聞社による不適切な募集

前記のとおり、18年度のシンポジウムの運営を行っている地方新聞社の発表等によれば、最高裁判所と同様、シンポジウム1回において新聞社が不適切な募集を行ったとしている。

上記の事態について、法務省における不適切な募集の確認状況及び請負契約からの謝礼金の支払の有無について検査したところ、法務省は、運営を行った全地方新聞社及び請負業者である電通から聞き取りを行い、他の新聞社において同様の募集を行っていないこと、不適切な募集を行った新聞社は、募集に係る経費については、シンポジウムの運営費とは別に支払っていたことを確認したとしていた。

そして、会計検査院が検査した範囲では、新聞社が不適切な募集に要した経費について、法務省が電通を通じて請求を受け、経費を負担している事態は、現時点で見受けられなかった。

イ 企画競争随契に係る不適切な契約手続

(ア) 招請

法務省が17、18両年度に締結した裁判員制度広報に係る企画競争随契6件について、招請に係る周知方法を確認したところ、3件は取引実績のある業者等に電話により参加を打診しているのみで、庁舎掲示板やホームページでの公示を行っていない。また、1件は庁舎掲示板への公示は行っていたが、ホームページでの公示は行っていない。

業者選定の競争性、透明性の見地からは、招請はより広く、公開された方法で行われることが望まれ、特に電話のみによる招請は、他の業者がそれを知り得ない点において、業者選定の競争性、透明性を損なうものとなっていた。しかし、18年財務大臣通知が示された後に行われた招請（1件）は、これにのっとり庁舎掲示板及びホームページによる公示が行われている。なお、最高裁判所においては、検査した範囲では、上記のような電話のみによる招請といった事態は見受けられ

なかった。

(イ) 一般競争入札実施の可能性

法務省においても、裁判員制度に係る広報関連契約の多数について、最高裁判所と同様に企画競争随契を実施している。

また、法務省では17年度の広報用の配布物の調達契約（契約金額1039万余円）について、数量と予算額を提示し、製品の種類、デザイン等を提案させる企画競争を実施し、最も優れた企画を提案した業者と契約を締結していた。しかし、広報用の配布物として使用される製品は品目が限られており、法務省が事前に配布物に係る情報を収集した上で、発注者側で製品・仕様を特定して競争入札により調達することも可能である。現に、最高裁判所では同種の調達について、製品・仕様を定めて競争入札を実施していたことから、法務省においても最高裁判所からこれらの情報を収集するなどして、一般競争入札の可否について検討し、その結果によっては、一般競争入札を実施することも可能であったと認められた。

法務省では、広報業務における競争性を高めるべく、本件調達の後に調達することとした広報用の配布物について、製品・仕様を特定した上で、一般競争入札による調達を行っており、19年度には裁判員制度広報用アニメーションビデオの制作において総合評価方式による一般競争入札を実施するなど、より競争性を高めた手法を導入することとしている。

(ウ) 業者の選定手続

前記6件の企画競争随契に係る審査基準の評価項目の設定状況等についてみると表5のとおりとなっていた。

表5 評価項目の設定及び採点方法

番号	年度	契約名	契約金額 (千円)	評価項目の設定			採点方法
				複数の 項目	大項目 ごとの 配点	小項目 ごとの 配点	
1	平成 17	裁判员制度広報用マグネ ットクリップ	10,395	×	×	×	各評価者が上 位2点を選び 点数を加算
2	17	裁判员制度広報啓発ポス ター及びチラシの印刷製 本	8,720		×	×	各評価者が上 位3点を選び 点数を加算
3	17	裁判员制度広報ポスター の交通広告	49,980	×	×	×	評点なし
4	18	裁判员制度広報啓発ポス ター及びチラシの印刷製 本	9,975			×	大項目ごとに 5段階評価し 集計
5	18	裁判员制度シンポジウム 開催の準備・実施作業	89,999				小項目ごとに 採点し集計
6	18	裁判员制度広報ポスター の交通広告	59,781				小項目ごとに 採点し集計
計				2 2 ×	1 2 ×	- 2 ×	大項目 1 小項目 2 その他 2 評点なし 1

注 評価項目の設定欄の 印等の区分は次のとおりである。
 説明会時に参加業者に示されているもの
 説明会時に参加業者に示されていないが、採点の際に設定されているもの
 × 設定されていないもの又は不明なもの

a 審査基準における評価項目の設定等

法務省の前記6件の企画競争随契の審査基準について、17年度においては、複数の評価項目が設定されていなかったり、評価項目の設定があるものの項目ごとの配点がなかったりしていたが、18年度においては、評価項目が配点とともに設定され、その内訳である小項目ごとの配点についても設定されてきている。しかし、上記の設定された項目等が説明会時に参加業者に示されていないものも見受けられた。

b 審査手続

企画競争参加業者が提案書・プレゼンテーションにより提示した企画に対する審査手続については、17年度は、原則として啓発推進室の職員が審査して、

その結果を契約締結伺いと共に会計課へ送付するという手順になっており、審査に当たって契約担当局課である会計課や外部審査員等の関与はない状況となっていた。

そして、審査における具体的な採点方法については、17年度は、点数等によらずに啓発推進室全体で1者を選定しているもの、同室職員が各々企画に順位を付し、順位ごとに付与された点数の合計で決しているものなど区々となっていた。

業者選定の競争性、透明性が確保されるためには、前記のとおり、評価者の採点内容が明確となるよう採点方法が整備され、その方法が参加業者に示されることや広報担当局課以外の職員を加えた審査を実施することが望ましいと思料される。

なお、上記のうち採点方法については、18年度において、同室職員が各々あらかじめ定められた審査基準に基づき採点した上で、それらを合計して決する方法が執られてきている。

(I) 予定価格の算定

法務省では、企画の内容で業者を選定することとしていたことから、提示額については審査基準の評価項目として設定していなかったが、最高裁判所と同様に、説明会において、文書又は口頭で上限金額等として目安となる金額を参加業者に示していた。

法務省では、業者選定後に予定価格を算定する際、17、18両年度の6件のうち1件については、業者の見積書の単価に査定率を乗じた金額を予定価格としていたが、残りの5件については、自ら積算を行わず、予定価格を業者提示額と同額としていた。

しかし、前記のとおり、予定価格は、契約相手方となる者が提示する価格の適否を判断する基準となるものであり、自ら取引の実例や市場の動向等を十分調査・検討した上で算定すべきものである。

したがって、平成16年度決算検査報告に掲記したように、予定価格の算定に当たっては、できるだけ複数の者から参考見積書を徴するとともに、公表資料等との比較検討を行ったり、同種の契約実例を調査したりなどして、業者の見積りについて精査し、予定価格を適正に算定する必要があると思料される。

(3) 最高裁判所と法務省との連携等

ア 広報業務の実施における連携

裁判員制度広報については、前記のとおり、協議会を設置し、その頃から様々な場面で広報活動を進めていた。また、裁判所は裁判手続の周知、法務省は制度の周知を中心とした広報活動を行うこととし、広報媒体ごとのおおよその割り振りもなされていた。ただし、制度に対する国民の周知・理解を深めるという目標のためには、裁判手続の周知の広報と制度の周知の広報とが相互に補完し合うことが不可欠であり、また、両者は完全に分離するものではなく、双方の広報目的には重なり合う部分が生じることになる。

最高裁判所と法務省との連携については、最高裁判所又は法務省がそれぞれの広報業務を実施するに当たり、法務省又は最高裁判所に対して、企画内容の情報提供を行い、相互の広報目的に沿った内容となっているか、誤った内容を広報することにならないかなどについて連絡調整して連携を図ることとしており、その実績も見受けられた。

しかし、最高裁判所及び法務省が実施した企画において、例えば、最高裁判所が自ら制作した映画に加えて法務省制作の映画の周知を積極的に行うことや、最高裁判所で実施したメディアミックスに係る制作物等の図柄を法務省においても利用できるようにするなど、より一層の連携を図ることが可能な状況が見受けられた。

これについて事例を示すと次のとおりである。

<事例6>

協議会では、平成17年9月及び18年3月に、ポスター・リーフレット等は法務省が主体となって作成するなどとする計画を示しており、法務省はこの計画に沿ってポスター（17年度16万7000部、18年度22万8000部。交通広告使用分を除く。）、チラシ（両年度とも150万部）を作成し、交通広告にもこの図柄を使用していた。最高裁判所においては、メディアミックスで使用したタレントを起用した図柄について国民からの反響が大きかったなどとして、17、18両年度ともにポスター（17年度2,170部、18年度8,400部）、チラシ（両年度とも30万部）も作成していたが、広告出演・使用契約に基づき、この図柄は最高裁判所の広報活動のための使用に限られていた。しかし、ポスターの作成に当たり、最高裁判所と法務省との間で、図柄の相互利用についての検討を行っていれば、その後法務省において、

自ら作成したポスターの図柄のほかに最高裁判所がメディアミックスで使用したポスターの図柄も制度の周知のために活用することができるなどの、より効率的で有効な広報活動も可能だったと思料される。

イ 会計・契約事務における情報交換等

前記のとおり、最高裁判所と法務省とでは企画競争随契の手續に当たり、業者選定後の履行の着手時期、審査基準の評価項目の構成、審査方法、予定価格の積算方法等が異なっていた。そして、裁判員制度広報については、最高裁判所、法務省双方が補完し合うことが必要であることなどから、最高裁判所と法務省において、裁判員制度広報業務を効率的に実施するため、広報業務の実施での連携以外に、会計・契約事務における情報交換等も求められている。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

今回、最高裁判所及び法務省の契約状況等について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア フォーラム又はシンポジウムにおける新聞社による不適切な募集行為については、新聞社から人材派遣業者等に対して支払われた経費はフォーラム契約又はシンポジウム契約から支払われていないことを最高裁判所又は法務省において確認したとしており、また、検査した範囲では最高裁判所又は法務省が確認した内容と異なる事態は、現時点で見受けられなかった。

イ 企画競争随契の手續については、次のとおりとなっていた。

(ア) 最高裁判所において、事業の実施を先行させ、契約書等の作成を事後に行うなど会計法令に反する処理が検査の対象とした14件のすべての契約で行われていた。また、法務省において、企画競争随契における招請の公示が十分でないものが見受けられたが、18年財務大臣通知後はこれにのっとり公示が行われている。

(イ) 随意契約とする理由の妥当性については、最高裁判所において、その検討結果が決裁書類に記録されていない状況となっていた。また、法務省において、17年度の契約の中に競争入札が可能であると認められるものが見受けられたが、その後の同種の調達については競争入札を実施している。

(ウ) 業者選定については、最高裁判所及び法務省において、審査基準の設定、採点方法等が区々となっていたり、法務省において広報実施局課以外の者の関与がな

かったりしている状況が見受けられた。

(I) 予定価格の算定については、複数の者からの見積書の徴取を行うなどして適正に行う必要があるのに、最高裁判所及び法務省においてその取組が十分でない状況となっていた。また、最高裁判所において、積算方法が統一されていなかったり、積算誤りがあったり、同様の事業についてそれぞれの項目の金額が年度間で著しく変動しているなど積算が実態を反映していなかったりしている事態が見受けられた。

ウ 契約書類の内容については、最高裁判所において、タレントを起用した制作物の使用期間が明示されていなかったり、契約後に生じた変更内容等を反映した契約変更が適切に行われていなかったりしている事例も見受けられた。監督・検査については、仕様が明確でなかったり、契約書が作成されていなかったりしたまま検査調書を作成している事態や、監督の職務と検査の職務について明確な区別がなされていない状況が見受けられた。また、制作物の使用計画の検討等が十分でなかった結果、ほとんど使用されていないものも見受けられた。

エ 最高裁判所における裁判員制度広報の実施体制については、広報実施局課と契約担当局課との連絡調整が十分なされていないなど、速やかに仕様書を確定させ契約書を締結するような体制となっていなかった。また、不適切な契約事務処理について内部牽制が機能していない状況となっていた。最高裁判所では、不適切な契約事務処理の再発防止等に向けて、改善策を実施したとしている。

オ 最高裁判所と法務省との連携状況については、協議会の計画等に基づき法曹三者による連携が図られている事業がある一方、最高裁判所と法務省との間で企画の実施において、より一層の連携を図ることが可能な状況が見受けられた。

(2) 所見

裁判員制度は、司法制度改革の柱の一つとして位置付けられており、国民に対する制度の周知、説明のため、最高裁判所及び法務省においては、これまで多額の予算により様々な広報業務を実施している。最高裁判所における多数の契約においてさかのぼり契約が行われていたことは遺憾なことであり、予定価格の算定を含め適切な事務処理を行う必要があると認められた。これに対し、最高裁判所では、裁判員制度広報業務に係る会計事務について改善への取組を行っているとしており、速やかにかつ徹底した方策の推進が図られる必要がある。一方、法務省においては、企画競争随契の

手続や予定価格の算定等について、競争性、透明性の確保に向けた取組を行っているとしており、引き続き所要の取組がなされる必要がある。

裁判員制度広報については、制度の実施まで重点的に周知活動が行われることから、最高裁判所及び法務省では、19年度においても、18年度と同様の予算規模で様々な広報業務を実施することとしており、制度開始後も引き続き啓発活動を行うこととなる。

したがって、最高裁判所及び法務省においては、広報業務の実績を重ねてきたことから、18年財務大臣通知の趣旨を踏まえ、一般競争入札を念頭に置いて、今後とも契約の競争性、透明性を高めるとともに、相互の協力・連携をより緊密なものとし、効率的、効果的な広報業務の実施に努める必要がある。

会計検査院としては、裁判員制度の実施に向けて、広報業務がより重要性を増していくことにかんがみ、改善策が確実に実施されているか確認していくとともに、裁判員制度広報について引き続き検査していくこととする。

別表1 最高裁判所の14件の企画競争随契

年度	契 約 名						契約業者名	
	実際の日付 書面上の日付	招請の公示	仕様の詳細 決定	契約内容の履行 (履行内容)	予定価格算 定・見積書の 徴取	契約締結	履行の完了	支払日
1 平成 17	裁判員制度広報用ビデオの制作						(株)電通	
							14,000,000	
	実際の日付	H17.3.9	H17.5下旬頃	H17.5.21/22 (撮影)	H17.6月上旬頃	H17.7月上旬頃	H17.6.30	H17.8.12
	書面上の日付	H17.3.9	H17.5下旬頃	H17.5.21/22 (撮影)	H17.4.22	H17.4.25	H17.6.30	H17.8.12
2 17	裁判所ウェブサイトリニューアル等業務一式						松下電器産業(株)	
							31,198,020	
	実際の日付	H17.3.29	H17.9月上旬頃	H17.7.27 (打合せ)	H17.9月上旬頃	H17.9.28頃	H18.3.31	H18.4.24
	書面上の日付	H17.3.29	H17.9月上旬頃	H17.7.27 (打合せ)	H17.7.22	H17.7.25	H18.3.31	H18.4.24
3 17	裁判員制度タウンミーティングの企画及び企画実施業務						(株)電通	
							341,268,900	
	実際の日付	H17.4.13	H17.8中旬頃	H17.8.22 (撮影)	H17.12月上旬頃	H17.12.28~ H18.1初め頃	H18.3.27	H18.4.11
	書面上の日付	H17.4.13	H17.8.11	H17.8.22 (撮影)	H17.9.29	H17.9.30	H18.3.27	H18.4.11
4 17	裁判員制度広報用ロゴ等の製造						(株)朝日広告社	
							2,880,000	
	実際の日付	H17.4.18	-	H17.6.29 (HP掲載)	H17.7月上旬頃	H17.7中旬頃	H17.7.5	H17.8.2
	書面上の日付	H17.4.18	-	H17.6.29 (HP掲載)	H17.6.28	H17.7.4	H17.7.5	H17.8.2
5 17	裁判員制度広報のメディアミックス企画及び企画実施業務						広告社(株)	
							599,550,000	
	実際の日付	H17.6.1	H17.10月上旬頃	H17.9.25 (撮影)	H17.10中旬頃	H17.10中旬頃	H18.1.26 H18.3.31	H18.2.8 H18.4.25
	書面上の日付	H17.6.1	H17.9.14	H17.9.25 (撮影)	H17.9.22	H17.9.26	H18.1.26 H18.3.31	H18.2.8 H18.4.25
6 17	裁判員制度広報用映画の制作						(株)博報堂	
							69,997,951	
	実際の日付	H17.6.29	H17.11.21	H17.11.25~ 12.4(撮影)	H17.12中旬頃	H18.1下旬頃	H18.3.1	H18.4.6
	書面上の日付	H17.6.29	H17.6.21	H17.11.25~ 12.4(撮影)	H17.11.11	H17.11.15	H18.2.28	H18.4.6

(注) 網掛け部分は、書面上の日付が実際の日付と異なっているもの
(34ページまで共通)

年度	契 約 名						契約業者名		
	実際の 日付	招請の公示	仕様の詳細 決定	契約内容の履 行 (履行内容)	予定価格算 定・見積書 の徴取	契約書締結	履行の完了	支払日	
7	平成	裁判員制度タウンミーティングの企画及び企画実施業務						(株)電通	
	18							339,983,999	
	実際の 日付	H18.5.30	H18.10上旬 頃	H18.11.25 (撮影)	H18.12中旬 頃	H18.12.28頃	H19.3.29	H19.4.17	
	書面上の 日付	H18.5.30	H18.9.29	H18.11.25 (撮影)	H18.11.30	H18.12.1	H19.3.30	H19.4.17	
8	18	裁判員制度広報メディアミックス企画及び企画実施業務						広告社(株)	
								599,970,000	
	実際の 日付	H18.6.5	H18.10上旬 頃	H18.10.5 (撮影)	H18.10.20	H18.11中旬頃	H19.3.31	H19.4.18	
	書面上の 日付	H18.6.5	H18.10.2	H18.10.5 (撮影)	H18.10.20	H18.10.20	H19.3.31	H19.4.18	
9	18	映画予告編広告(シネマアドバタイジング)用コンテンツの制作						(株)朝日広告社	
								19,700,000	
	実際の 日付	H18.6.28	H18.10上旬 頃	H18.10.9/10 (撮影)	H18.11下旬 頃	H18.12中旬頃	H18.11.15	H19.2.9	
	書面上の 日付	H18.6.28	H18.10上旬 頃	H18.10.9/10 (撮影)	H18.10.13	H18.10.13	H18.11.15	H19.2.9	
10	18	裁判員制度広報用映画の制作						(株)ジェイアール東日本企画	
								68,880,000	
	実際の 日付	H18.7.11	H18.11.9	H18.11.22~ 29(撮影)	H19.1下旬頃	H19.2.21	H19.3.20	H19.4.6	
	書面上の 日付	H18.7.11	H18.11.9	H18.11.22~ 29(撮影)	H18.9.25	H19.2.21	H19.3.20	H19.4.6	
11	18	映画予告編広告(シネマアドバタイジング)用コンテンツ上映の実施業務						(株)サンライズ	
								25,993,485	
	実際の 日付	H18.7.27	H18.11.21	H18.12.1~ (上映開始)	H18.11.28	H18.12.12頃	H19.2.16	H19.3.9	
	書面上の 日付	H18.7.27	H18.11.21	H18.12.1~ (上映開始)	H18.11.28	H18.11.28	H19.2.23	H19.3.9	
12	18	裁判員制度広報用イラスト入りパンフレットの製造						(株)電通	
								12,957,000	
	実際の 日付	H18.8.28	H18.11中旬 頃	H18.12.26 (一部納品)	H19.2.23	H19.2.26	H19.3.30	H19.4.17	
	書面上の 日付	H18.8.28	H18.11中旬 頃	H18.12.26 (一部納品)	H19.2.23	H19.2.26	H19.3.30	H19.4.17	
13	18	裁判員制度広報用アニメーションの制作						(株)電通	
								27,996,045	
	実際の 日付	H18.9.27	H19.2.9	H18.12.1 (シリア制作)	H19.2月上旬頃	H19.2.21	H19.3.15	H19.4.17	
	書面上の 日付	H18.9.27	H19.2.9	H18.12.1 (シリア制作)	H18.12.5	H19.2.21	H19.3.15	H19.4.17	
14	18	裁判員制度メールマガジン開設等作業請負業務						NECネカソリューションズ(株)	
								4,620,000	
	実際の 日付	H18.11.17	H19.2月上旬頃	H19.2.15 (制作開始)	H19.2.14	H19.2.21	H19.3.30	H19.4.18	
	書面上の 日付	H18.11.17	H19.2.1	H19.2.15 (制作開始)	H19.2.9	H19.2.21	H19.3.31	H19.4.18	

合計(円)
2,158,995,400

別表2 最高裁報告書以外の不適切な契約手続

17、18両年度における他の企画競争随契

年度	態様	契 約 名						契約業者名			
		実際の 日付 書面上の 日付	招請の公示	仕様の詳細 決定	契約内容の履 行 (履行内容)	予定価格算 定・見積書 の徴取	契約書締結	履行の完了	支払日	契約金額(円)	
1 平成 17		平成17年調停相談事業委嘱に伴う調停ポスターの製造						シンソー印刷(株)			955,290
		実際の 日付	H17.4.20	-	H17.6.1頃 (校正)	H17.7.5頃	H17.7.7頃	H17.6.30	H17.7.29		
		書面上の 日付	H17.4.20	-	H17.6.1頃 (校正)	H17.5.25	H17.6.1	H17.6.30	H17.7.29		
2 17		量刑に関する意識調査						(株)エヌ・ティ・ティ・データ			15,750,000
		実際の 日付	H17.4.25	-	H17.6.6 (計画作成)	H17.8.18頃	H17.9.8頃	H17.10.7	H17.10.26		
		書面上の 日付	H17.4.25	-	H17.6.6 (計画作成)	H17.8.17	H17.8.4	H17.10.7	H17.10.26		
3 17		新民事裁判事務処理システム開発基本計画策定等						(株)インテック			59,241,000
		実際の 日付	H17.6.7	H17.9.2頃	H17.9.5 (計画作成)	H17.9.9頃	H17.9下旬頃	H18.3.31	H18.4.19		
		書面上の 日付	H17.6.7	H17.8.4	H17.9.5 (計画作成)	H17.9.1	H17.9.5	H18.3.31	H18.4.19		
4 17		民事弁護教材ビデオの制作						(株)ぎょうせい			4,971,750
		実際の 日付	H17.6.17	-	H17.9.1 (シリオ)	H17.10.28頃	H17.11.9頃	H18.2.28	H18.4.7		
		書面上の 日付	H17.6.17	-	H17.9.1 (シリオ)	H17.10.3	H17.10.5	H18.2.28	H18.4.7		
5 17		裁判員制度の制度設計等に関する調査研究業務						(株)NTTデータ経営研究所			38,000,000
		実際の 日付	H17.6.23	-	H17.8.8 (事例確認)	H17.12.16頃	H18.1.23頃	H18.3.31	H18.4.24		
		書面上の 日付	H17.6.23	-	H17.8.8 (事例確認)	H17.11.9	H17.11.9	H18.3.31	H18.4.24		
6 17		平成18年度裁判所職員採用試験広報用パンフレットの製造						(株)プライムステーション			3,384,570
		実際の 日付	H17.7.7	-	H17.8.10頃 (校正)	H17.9.5頃	H17.9.13頃	H17.9.30	H17.10.19		
		書面上の 日付	H17.7.7	-	H17.8.10頃 (校正)	H17.8.10	H17.8.10	H17.9.30	H17.10.19		
7 17		交通講習用ビデオの制作						(株)日本テレビビデオ			14,910,000
		実際の 日付	H17.7.20	-	H17.10.21 (打合せ)	H17.12.9頃	H17.12.9頃	H18.2.28	H18.3.31		
		書面上の 日付	H17.7.20	-	H17.10.21 (打合せ)	H17.11.14	H17.11.15	H18.2.28	H18.3.31		

注(1) 態様欄の 、 の区分は次のとおりである。

履行の完了後に契約書が作成されていたもの

契約書を作成する際に事実と異なるさかのぼった契約年月日を記入していたもの

注(2) 網掛け部分は、書面上の日付が実際の日付と異なっているもの

(以下38ページまで共通)

年度	態様	契 約 名						契約業者名		
		実際の日付 書面上の日付	招請の公示	仕様の詳細 決定	契約内容の履行 (履行内容)	予定価格算定・見積書の 徴取	契約書締結	履行の完了	支払日	契約金額(円)
8	平成 17	音声認識システム研究開発業者選定のための調達支援等						(財)NHKエンジニアリングサービス		7,416,150
		実際の日付 書面上の日付	H17.7.27 H17.7.27	H17.10.5頃 H17.9.12	H17.9.16 (進捗管理) H17.9.16 (進捗管理)	H17.10.25頃 H17.9.14	H17.11中旬頃 H17.9.15	H18.3.31 H18.3.31	H18.4.24 H18.4.24	
9	17	当事者助言用ビデオの制作						東映(株)		7,791,000
		実際の日付 書面上の日付	H17.8.12 H17.8.12	- -	H17.10.24 (シナリオ作成) H17.10.24 (シナリオ作成)	H17.12.9頃 H17.11.8	H17.12.7頃 H17.11.9	H18.2.28 H18.2.28	H18.3.24 H18.3.24	
10	17	労働審判員研修用ビデオの制作						広告社(株)		2,572,500
		実際の日付 書面上の日付	H17.11.7 H17.11.7	- -	H17.12.12 (台本作成) H17.12.12 (台本作成)	H18.1.24頃 H18.1.5	H18.1.25頃 H18.1.5	H18.1.31 H18.1.31	H18.2.16 H18.2.16	
11	17	小学生向け裁判所広報ビデオ制作						(株)キノックス		8,403,097
		実際の日付 書面上の日付	H17.11.8 H17.11.8	H18.1中旬頃 H18.1中旬頃	H18.1.10 (デザイン制作) H18.1.10 (デザイン制作)	H18.2.15頃 H18.2.2	H18.2.24頃 H18.2.2	H18.3.29 H18.3.29	H18.4.6 H18.4.6	
12	17	裁判所職員採用 ・ 種試験ポスターの製造						富士通アプリコ(株)		1,848,000
		実際の日付 書面上の日付	H17.12.20 H17.12.20	- -	H18.1.25 (修正) H18.1.25 (修正)	H18.1下旬頃 H18.1.26	H18.2.1頃 H18.1.26	H18.2.1 H18.2.1	H18.2.15 H18.2.15	

年度	態様	契 約 名						契約業者名		
		実際の日付	招請の公示	仕様の詳細決定	契約内容の履行(履行内容)	予定価格算定・見積書の徴取	契約書締結	履行の完了	支払日	契約金額(円)
13 平成 18		音声認識システムの研究開発						日本電気(株)		73,500,000
		実際の日付	H18.3.3	H18.9.19	H18.9.1(業務分析等)	H18.8.30	H18.9下旬頃	H19.3.30	H19.4.20	
		書面上の日付	H18.3.3	H18.8.18	H18.9.1(業務分析等)	H18.8.29	H18.8.30	H19.3.30	H19.4.20	
14 18		裁判所職員用ウェブポータルサイト等構築請負業務						(株)メインコンセプト		15,435,000
		実際の日付	H18.5.29	H18.8中旬頃	H18.9.1(現状調査)	H18.8.24	H18.9月上旬頃	H19.3.30	H19.4.20	
		書面上の日付	H18.5.29	H18.8.8	H18.9.1(現状調査)	H18.8.24	H18.9.1	H19.3.30	H19.4.20	
15 18		司法研修所刑事裁判教材ビデオ制作業務						エヌ・ティ・ティ・ラーニングシステムズ(株)		5,000,000
		実際の日付	H18.6.15	H18.10.12	H18.10.31(シリオ決定)	H18.11.19頃	H18.12中旬頃	H19.2.28	H19.4.2	
		書面上の日付	H18.6.15	H18.10.12	H18.10.31(シリオ決定)	H18.11.17	H18.11.17	H19.2.28	H19.4.2	
16 18		裁判員等選任手続に関する調査研究業務						(株)野村総合研究所		27,468,000
		実際の日付	H18.6.23	-	H18.10.6~11(アンケート)	H19.2.20	H19.3.1	H19.3.30	H19.4.18	
		書面上の日付	H18.6.23	-	H18.10.6~11(アンケート)	H19.2.20	H19.3.1	H19.3.30	H19.4.18	
17 18		平成19年度裁判所職員採用試験広報用パンフレットの製造						(株)丸井工文社		3,312,750
		実際の日付	H18.7.11	H18.9月上旬頃	H18.8.22(入稿)	H19.3.28	H19.3.29	H18.9.29	H19.4.11	
		書面上の日付	H18.7.11	H18.9月上旬頃	H18.8.22(入稿)	H19.3.28	H19.3.29	H18.9.29	H19.4.11	
18 18		成年後見説明用ビデオの制作業務						テレビ朝日映像(株)		7,938,000
		実際の日付	H18.7.14	H18.10.24	H18.9.12(シリオ作成)	H18.12月上旬頃	H18.12下旬頃	H18.12.15	H19.1.26	
		書面上の日付	H18.7.14	H18.10.24	H18.9.12(シリオ作成)	H18.11.8	H18.11.8	H18.12.15	H19.1.26	
19 18		パンフレット「成年後見制度～詳しく知っていただくために～」の製造						統計印刷工業(株)		1,499,400
		実際の日付	H18.9.11	H18.10下旬頃	H18.10.23頃(校正)	H19.1中旬頃	H19.1下旬頃	H18.12.15	H19.2.5	
		書面上の日付	H18.9.11	H18.10下旬頃	H18.10.23頃(校正)	H18.10.12	H18.10.12	H18.12.15	H19.2.5	
20 18		平成19年度裁判所職員採用 種・種試験ポスターの製造						ヨシダ印刷(株)		1,899,996
		実際の日付	H18.11.24	H18.12月上旬頃	H19.1.4(撮影)	H19.3.12	H19.3.16	H19.1.31	H19.3.27	
		書面上の日付	H18.11.24	H18.12月上旬頃	H19.1.4(撮影)	H19.3.12	H19.3.16	H19.1.31	H19.3.27	
21 18		裁判員等選任手続管理業務の設計支援等						(株)インテック		57,618,750
		実際の日付	H17.12.28	H18.3下旬頃	H18.4.5(調査分析)	H18.3.30頃	H18.4下旬頃	H19.3.30	H19.4.12	
		書面上の日付	H17.12.28	H18.2.21	H18.4.5(調査分析)	H18.3.29	H18.4.5	H19.3.30	H19.4.12	

合計(円)
358,915,253

企画競争随契以外の裁判員制度広報関連契約

年度	態様	契 約 名						契約業者名		
		実際の 日付 ----- 書面上の 日付	招請の公示	仕様の詳細 決定	契約内容の履 行 (履行内容)	予定価格算 定・見積書 の徴取	契約書締結	履行の完了	支払日	契約金額(円)
1	平成 18	裁判員制度全国フォーラム新聞掲載記事アーカイブコンテンツ等作成等						(株)電通		4,812,675
		実際の 日付 ----- 書面上の 日付	-	-	H18.4初旬頃 (構成確認)	H18.10下旬 頃	H19.2.23	H18.7.7	H19.4.19	
		----- 書面上の 日付	-	-	H18.4初旬頃 (構成確認)	H18.6.9	H19.2.23	H18.7.7	H19.4.19	
2	18	裁判員制度広報用パンフレットの製造						(株)第一印刷所東京本部		1,747,452
		実際の 日付 ----- 書面上の 日付	-	-	H18.9.22頃 (印刷)	H19.1中旬頃	H19.1下旬頃	H18.10.3	H19.2.7	
		----- 書面上の 日付	-	-	H18.9.22頃 (印刷)	H18.9.21	H18.9.22	H18.10.3	H19.2.7	
								合計(円)	6,560,127	